

体制十分か 支援学校の医療的ケア

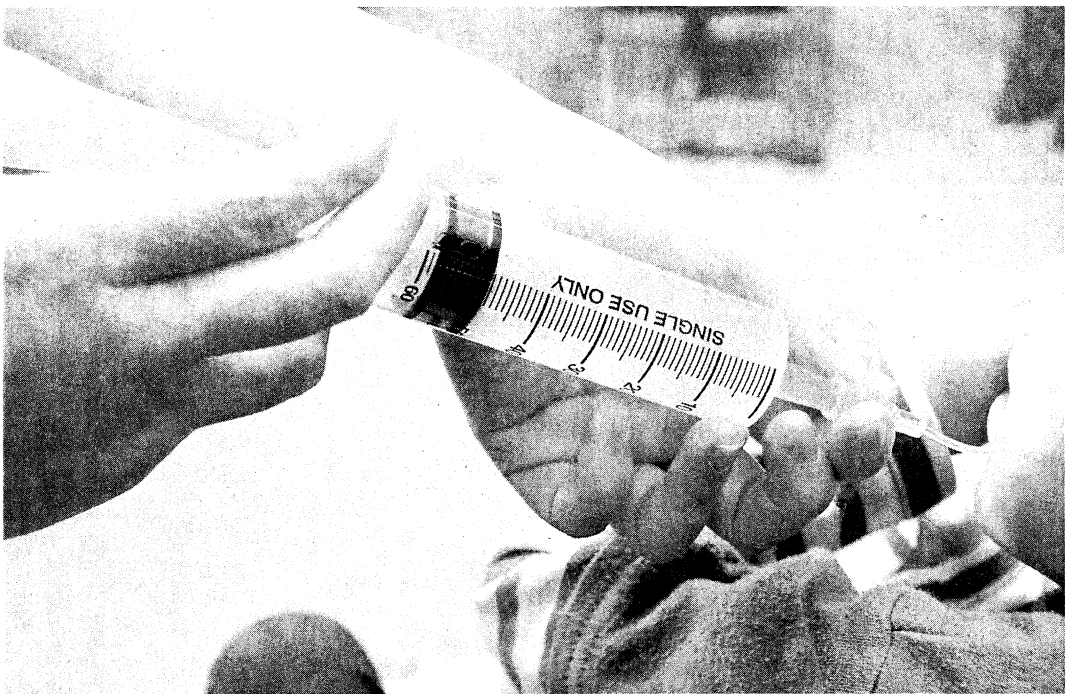
鳥取市の特別支援学校「鳥取県立鳥取養護学校」で昨年、児童生徒の医療的ケアを担う看護師6人全員が辞職し、一部の児童生徒が登校できない異常事態が起きた。学校側は改善に動いたが看護師不足は続き、文書管理の不備も次々に発覚している。医療的ケアを行う特別支援学校で何が起きているのか。現場を追った。

看護師全員が辞職

「うちの子を殺す気か」。昨年5月20日、鳥取養護学校の教室で小学部1年の児童に付き添っていた母親(44)が、看護師に声を荒らげた。鼻から胃にチューブを入れて1時間おきに行う経管栄養のケア

が数分遅れ、児童は顔が青ざめてぐったりとしたという。母親は「数分でも遅れたら命に関わると伝えていたのに」と憤慨する。

学校には、たんの吸引や胃ろうによる経管栄養など、医療的ケアが日常的に必要な子どもたちも通っている。当時、



鼻からの経管栄養で保護者から栄養剤を注入してもらった子ども。特別支援学校では看護師が行う。鳥取市で、いずれも小野まなみ撮影

命と教育守る 国の責任重く

小学部から高等部までの児童生徒76人のうち、ケアは33人が受けていた。だが、母親の抗議を受けて看護師全員が辞職し、保護者が付き添えない子ども9人が一時登校できなくなった。

看護師の辞職理由について、学校は県教委に「保護者からの威圧的な言動」と報告した。だが、それだけだろうか。看護師に話を聞こうと取材を県看護協会を通じて申し込んだが断られた。学校や県教委、看護関係者などに取材すると、鳥取養護学校の看護師は非常勤で立場が不安定なうえ、ケアに関する学内会議にも参加できていなかった。学校の管理職や教員とのコミュニ

事情などによって学校間に格差が生まれていた。

ケアは教員も行えるが、やはりその配置基準や補助制度もない。2012年の「社会福祉士及び介護福祉士法」改正で、研修を受けた教員にケア資格を認めるようになった。だが、文部科学省の14年9月時点の調査では京都府の認定教員が87人を超える一方、13県は一人もいなかった。鳥取もその一つで、研修すら開かれていなかった。

鳥取養護学校で紛失や無断廃棄が明らかになった文書管理についても、国は学校任せだ。文科省特別支援教育課は「看護師の配置や文書管理などについて、国が一律に基準

を定める手もあるだろうが、子ども一人一人の障害が異なるため、各教育委員会の主導で学校ごとに決めてもらっている」と説明する。

悩む重度障害児保護者ら

基準あいまい、格差も

鳥取県教委は今年1月、学校ごとに行っていた教員向け講習会を試験的に全県で開催。ケアへの理解を深める取り組みを進めている。鳥取養護学校には常勤看護師を配置し、ケアの実施要項も改正した。県教委は「国による看護師の配置基準や財政措置の整備が必要だ」と話し、学校教育法などで位置付けるよう国に要望している。

母親はその後も要望を続けてきたという。だが、2年半以上実現しなかった。窮状を知った福祉関係者や県議の協力で昨年8月、県教委に要望書を提出。同11月末からようやく一部の看護師がケアをするようになった。だが看護師の「引き継ぎ期間」が続いており、今も付き添いを求められている。母親は「子どもを学校に行かせないといけないのか」と肩を落とすし、「支援が必要な子どもが通う学校なのだから、付き添いがなくても通えるのがあるべき姿では」と訴える。

教員も行えるが

背景には、医療的ケアについて国が明確な基準を設けておらず、都道府県や学校によって対応が異なる現状がある

と分かった。国は、看護師の人件費を1人当たり年70万円を限度に3分の1を補助している。だが具体的な配置基準がないため、各自治体の財政

付き添い求められ

問題は鳥取以外にも起きている。愛媛県東温市の県立3年の次女がいる母親(46)は入学時、看護師らの医療的ケア

現実に追いつかず

鳥取や愛媛のケースは、保護者が福祉関係者や報道機関など外に向けて声を上げたことで表面化した。だが、保護



看護師不足の改善状況などを校長(左手前)から聞く鳥取県の教育委員ら。鳥取市の県立鳥取養護学校で1月29日

者は「重度障害の子を受け入れてもらっている」と意識し、学校に異を唱えにくい立場にある。各地で同様の問題が埋もれている可能性がある。愛媛県の母親も「受け入れを拒否されるのが常のため、今の学校には感謝している。教育を受ける権利を子どもに保障する大きな一歩となった」と話す。だが、子どもの学校生活を守るための基準があいまいで、「保護者にはどうやって改善できるか答えがでない」と頭を抱える。

この母親を支えてきた福祉団体「共同連えひめ」の白石彩さん(34)は「重度障害のある子を抱えて行動を起こすことが、どれだけ大変か。追及し是正を求めるのは時間もかかるし、中傷もある」と指摘。「基準などの原則がないから『個別の話』として片付けられてしまう。医療的ケアは制度が求めていることだから、保護者が行動しなくても当たり前に行われるべきだ」と話す。

医療的ケアに詳しいNPO法人「医療的ケアネット」(京都市)の中畑忠久理事は「医療の発達により、以前は障害が重くて家庭で訪問教育を受けていた子どもたちも通学できるようになった。だが、その現実に教育や福祉の制度が追いついていない」と指摘する。文科省の14年調査によると、医療的ケアが必要な子どもは公立の特別支援学校で7774人、公立小中学校で976人に上る。今年は今言・豊・養護の3種の学校が「特別支援学校」に統一されてから10年目で、4月には障害の有無に関わらず共生可能な社会を目指す「障害者差別解消法」が施行される。だが母親たちの苦悩を取材すると、国が障害児教育を自治体の裁量に任せ過ぎていることに問題があると思っただ。命と教育を保障するため、国は腰を上げるべきだ。